

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第198号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

全国各地で大会や研修会を開催

岐阜県本部(会長 橋本敏春)では、第30回大会を5月13日午後1時30分から、岐阜市内の「黒野会館」に100名を集めて開催した。
大会では、ぎふ人権文化研究所主宰の桑原 律さんが、「気づき」と「深まり」のある人権啓発を「同和問題の解決をめざす立場から」のテーマで基調講演を行った。

静岡県・人権地域改善推進会(会長 天野 一・県議会議員)では、第14回総会を5月22日午後1時30分から、静岡市内の「もくせい会館」に120名を集めて開催した。
総会では、NPO法人しおさいの家庭施設長の増田久江さんが、「認知症高齢者と共に歩む」のテーマで記念講演を行った。

東京都本部(会長 川上高幸)では、平成23年度大会を6月24日午後1時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集めて開催した。
大会では、京都産業大学文化学部教授の灘本昌久さんと、平河秀樹 中央本部事務局局長が、「新たな運動の展望について」のテーマで対談を行った。

福岡県本部(会長 上田卓雄)では、第23回大会を6月26日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に250名を集めて開催した。
大会では、平河秀樹 中央本部事務局局長が、「新たな運動の展望について」のテーマで記念講演を行った。

大阪府本部(会長 阪本孝義)では、第25回大会を7月3日午後1時から、大阪市内の「シティプラザ大阪」に100名を集めて開催した。
大会では、「新たな運動の展望について」のテーマで、平河秀樹 中央本部事務局局長が記念講演を行った。

千葉県本部(会長 木村由彦)では、平成23年度大会を7月10日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に400名を集めて開催した。
大会では、平河秀樹 中央本部事務局局長が、「新たな運動の展望について」のテーマで記念講演を行った。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第26回大会を7月16日午後3時から、京都市内の「ルビノ京都堀川」に400名を集めて開催した。
大会では、恩賜財団済生会理事長の炭谷 茂さんが、「ソーシャル・インクルージョン社会を目指して」建前の人権から脱して」のテーマで記念講演を行った。

熊本県本部(会長 国武 香)では、第23回大会を7月31日午後1時から、熊本市内の「水前寺共済会館」に120名を集めて開催した。
大会では、熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課長の清原 一彦さんが、熊本県人権センターの取り組みについての説明と、「親愛なる、あなたへ」の人権啓発ビデオを鑑賞した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第12回大会を8月24日午後1時から、佐賀市内の「グランデはがくれ」に100名を集めて開催した。
大会では、「新たな運動の展開について」のテーマで、平河秀樹 自由同和会中央本部事務局局長が記念講演を行った。

平成23年度幹部研修会及び定期中央省庁要請行動

日時 11月21日(月) 午前11時〜午後4時
場所 自由民主党本部9F 901号室
要請省 法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省

お知らせ
11月21日に開催する幹部研修会では、昨年と同様に、開会から閉会までの全日程をLINEにて完全生中継し、同時にTwitterにて質問や意見を募集します。LINEには、自由同和会中央本部のホームページから。

今号の内容	
都府県本部関係	1 P
新たな人権救済機関の設置について(基本方針)	2 P
新聞切り抜き	3~5 P
灘本昌久さんの新連載①	6 P

京都懇話会(京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会)では、第16回人権セミナーを8月31日午後3時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に300名を集めて開催した。
セミナーでは、テーマを「京都市同和行政最終後の行政の在り方総点検委員会・最終報告書から何を学ぶ」として、パネラーに京都市の前任人権文化推進担当部長の淀野 実さんとフリーライターの寺園敦史さん、コーディネーターに平河秀樹 中央本部事務局局長でシンポジウムを行った。

新たな人権救済機関の設置について（基本方針）

平成 23 年 8 月
法務省政務三役

1 法案の名称

- ・ 法案の名称については、人権擁護に関する施策を総合的に推進するとともに、人権侵害による被害者に対する救済・予防等のために人権救済機関を設置すること、その救済手続等を定めることなど、法案の内容を端的に示す名称とするものとする。

2 人権救済機関（人権委員会）の設置

- ・ 人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合する組織とするため、国家行政組織法第 3 条 2 項の規定に基づき、人権委員会を設置する。新制度の速やかな発足及び現行制度からの円滑な移行を図るため、人権委員会は、法務省に設置するものとし、その組織・救済措置における権限の在り方等は、更に検討するものとする。

3 人権委員会

- ・ 人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防・人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出すること等をその任務とするものとする。
- ・ 人権委員会の委員長及び委員については、中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を選任するとともに、これに当たっては、国民の多様な意見が反映されるよう、両議院の同意を得て行うもの（いわゆる国会同意人事）とする。

4 地方組織

- ・ 地方における活動は、利用者の便宜、実効的な調査・救済活動及び全国同一レベルでの救済活動の実現のため、現在、人権擁護事務を担っている全国の法務局・地方法務局及びその支局を国民のアクセスポイントとし、同組織の活用・充実を図り、新制度への円滑な移行が可能となるように検討するものとする。
- ・ 人権委員会は、全国所要の地に事務局職員を配置し、同委員会の任務を実現するための諸活動を行わせるとともに、法務局・地方法務局における事務の遂行を指導監督させる等の方策を検討するものとする。（具体的な人権委員会と地方組織との関係等については、なお検討する。）。

5 人権擁護委員

- ・ 人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用し、活動の一層の活性化を図るものとする。
- ・ 人権擁護委員の候補者の資格に関する規定（人権擁護委員法第 6 条第 3 項参照）及び人権擁護委員の給与に関する規定（同法第 8 条第 1 項参照）は、現行のまま、新制度に移行する。

6 報道関係条項

- ・ 報道機関等による人権侵害については、報道機関等による自主的取組に期待し、特段の規定を設けないこととする。

7 特別調査

- ・ 人権侵害の調査は、任意の調査に一本化し、調査拒否に対する過料等の制裁に関する規定は置かないこととする。調査活動のより一層の実効性確保については、新制度導入後の運用状況を踏まえ、改めて検討するものとする。

8 救済措置

- ・ 救済措置については、調停・仲裁を広く利用可能なものとして、より実効的な救済の実現を図ることとし、訴訟参加及び差止請求訴訟の提起については、当面、その導入をしないこととする。
- ・ その他の救済措置については、人権擁護推進審議会答申後の法整備の状況等をも踏まえ、更に検討することとする。

9 その他

- ・ 速やかで円滑な新制度の導入を図るとともに、制度発足後 5 年の実績を踏まえて、必要な見直しをすることとする。

8月2日に、法務省政務三役名で公表された「新たな人権救済機関の設置について」(基本方針)について、新聞の社説や主張などで報じたものを掲載します。

新たな侵害生まない仕組みを

人権救済機関

人権侵害を受けた被害者の救済をどう図るべきか。江田法相らが新たな救済機関を設置する基本方針を公表した。

修正し、新たな法案として提出し直すという。旧人権擁護法案は、救済機関に裁判所の令状なしで立ち入り調査できる強い権限を持たせていた。報道による人権侵害も救済対象と明記し、救済機関が取材停止を勧告できる条項まで設けていた。

これらについて、「民間人など調査される側の人権が不当に侵されかねない」などと強い批判を浴びたため、今回は、救済機関に強制力を持たせていない。任意の調査にとどめ、調査拒否に対する罰則も盛り込まなかった。

メディア規制条項も削除されている。こうした点は妥当だ。メディア側はこれまで、報道による人権侵害をなくすべく、「集団的過熱取材」に至らないよう業界内でルールを設けたり、有識者らによる第三者委員会を設置して報道を検証したり、様々な取り組みを進めてきている。

8月8日 読売新聞

報道による人権侵害の防止については、メディアの自主規制に任せるべきだろう。疑問なのは、救済機関を法務省の外局に置くとした点だ。全国の法務局や地方法務局を、救済機関の地方組織として活用したい狙いがあるようだ。しかし、救済機関の独立性と公平性を確保するには、やはり法務省ではなく

内閣府に置くのが筋である。刑務所や少年院など法務省の施設で、入所者が刑務官から暴行を受ける事例が相次いでいる。同じ省の下の機関がこんなケースを厳正にチェックできるだろうか。地域で人権侵害の情報収集や調査にあたっている人権擁護委員の選任資格について、基本方針は、現行の人権擁護委員法と同じく地方選挙権を持つ人に限定している。外国人は委員になれない。だが、民主党は永住外国人への地方選挙権付与に前向きだ。そうなれば、外国人が委員になる可能性もあり、不透明さが残る。

根本的な問題もある。基本方針には、どのような行為が人権侵害に当たるかが示されていない。人権侵害の定義があいまいだと、救済機関の恣意的な解釈が入り込み、通常の言論・表現活動まで調査対象になりかねない。

新設の救済機関が新たな人権侵害を引き起こす余地のないよう、さらに検討を尽くすべきだ。

言論統制の危険が大きい

人権救済法案

江田五月法相が人権侵害救済法案制定に向け、新たな人権救済機関「人権委員会」の設置など基本方針を公表した。

人権侵害の調査を任意とし、罰則規定を入れないなど強制性を弱めたとしているが、民間の言論・表現活動に公権力が介入し、自由な議論を縛りかねない法案の危険性は変わっていない。

不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権救済機関をつくるという同種の法案は、自公政権時代にも人権擁護法案として検討されたが、成立には至らなかった。

今回の基本方針では、自由な報道活動を阻害する恐れがあるメデ

江田五月法相が人権侵害救済法案制定に向け、新たな人権救済機関「人権委員会」の設置など基本方針を公表した。

人権侵害の調査を任意とし、罰則規定を入れないなど強制性を弱めたとしているが、民間の言論・表現活動に公権力が介入し、自由な議論を縛りかねない法案の危険性は変わっていない。

不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権救済機関をつくるという同種の法案は、自公政権時代にも人権擁護法案として検討されたが、成立には至らなかった。

今回の基本方針では、自由な報道活動を阻害する恐れがあるメデ

8月3日 産経新聞

人権救済機関

江田五月法相が、新たな人権侵害救済機関の基本方針を発表した。

人権救済に当たる人権委員会は法務省の外局として設置するという。

民主党は09年総選挙のマニフェストで、人権委員会を内閣府の外局とする方針を示していた。だが、党の検討チームが今年6月、「既存組織を活用することで新制度にスムーズに移行できる」として、人権擁護局を所管する法務省の外局案を示し、それに乗った格好だ。

もともと国連規約人権委員会が98年、独立した人権救済組織の必要性を日本政府に勧告したのがスタートラインだ。そこで強調されたのは、刑務所などでの公務員による暴力や虐待の実態だった。

法務省は刑務所以外にも、入管施設を組織に抱える。いずれも入所者

や収容者から人権に関するさまざまな訴えが出される場所だ。国家行政組織法に基づく「3条委員会」として、政府からの独立性を高めるとはいえ、同じ法務省の組織に位置づけることには疑問が残る。

昨年、当時の千葉景子法相が中間的な検討状況を明らかにした際は、内閣府に置くとの方向性を示していた。身内の人権侵害に十分対応できないとの懸念を残さぬためにも、その

人権委員会の権限が強ければ、制度の悪用を招きかねないとして、反対論が強まった。それに配慮した形だが、一律の任意調査では十分ではないか。少なくとも、公的機関での悪質な人権侵害に対しては、一定の強い権限を残すべきだろう。

いつ法案を出すか未定だが、しっかり練り直してもらいたい。

一方、メディアの取材や報道を人権救済の対象にするのか長年、議論されてきた。かつて自民党を中心とする政権が国会提出した旧人権擁護法案では、取材を拒んでいる人待ち伏せしたり、電話をかける行為を継続・反復することなどを人権侵害と定義した。だが、これでは自由な取材や報道が阻害される場合がある。

社会の批判を受け、報道各社は集団的過熱取材（メディアスクラム）の改善や、苦情を受け付ける第三者機関の設置を進めてきた。こうした自主的な取り組みを尊重し、メディア規制の規定を設けない方針を改めて示したのは妥当だろう。

身内で対応できるのか

移行政として、人権擁護局を所管する法務省の外局案を示し、それに乗った格好だ。

もともと国連規約人権委員会が98年、独立した人権救済組織の必要性を日本政府に勧告したのがスタートラインだ。そこで強調されたのは、刑務所などでの公務員による暴力や虐待の実態だった。

法務省は刑務所以外にも、入管施設を組織に抱える。いずれも入所者

や収容者から人権に関するさまざまな訴えが出される場所だ。国家行政組織法に基づく「3条委員会」として、政府からの独立性を高めるとはいえ、同じ法務省の組織に位置づけることには疑問が残る。

昨年、当時の千葉景子法相が中間的な検討状況を明らかにした際は、内閣府に置くとの方向性を示していた。身内の人権侵害に十分対応できないとの懸念を残さぬためにも、その

人権委員会の権限が強ければ、制度の悪用を招きかねないとして、反対論が強まった。それに配慮した形だが、一律の任意調査では十分ではないか。少なくとも、公的機関での悪質な人権侵害に対しては、一定の強い権限を残すべきだろう。

いつ法案を出すか未定だが、しっかり練り直してもらいたい。

一方、メディアの取材や報道を人権救済の対象にするのか長年、議論されてきた。かつて自民党を中心とする政権が国会提出した旧人権擁護法案では、取材を拒んでいる人待ち伏せしたり、電話をかける行為を継続・反復することなどを人権侵害と定義した。だが、これでは自由な取材や報道が阻害される場合がある。

社会の批判を受け、報道各社は集団的過熱取材（メディアスクラム）の改善や、苦情を受け付ける第三者機関の設置を進めてきた。こうした自主的な取り組みを尊重し、メディア規制の規定を設けない方針を改めて示したのは妥当だろう。

8月22日 毎日新聞

差別や虐待など人権侵害の解決にあたる「人権救済機関」の基本方針が公表された。国連からも勧告を受けた宿題だが、法務省の外局に置かれる案だ。本当に独立性が確保されるのか疑問符が付く。

人権救済機関

国内人権機関を早急に創設することは、国連の国際人権規約委員会などから勧告されていた。「政府からの独立性を有している」ことも求められていた。

現在の制度では法務省人権擁護局が担当しており、独立性の面で新機関が必要とされてきた。

江田五月法相が公表した基本方針では、新たな人権救済機関「人権委員会」は国家行政組織法の第三条などに基づき「三条委員会」として設置するとした。公正取引委員会などと同じで、規則制定権や人事権などを持ち、独立して職権を行使できるという。

二〇〇二年に同機関をつくる人権擁護法案が提出されたが、実現しなかった。裁判所の令状なしで立ち入り調査できる強い権限や、メディアを規制する条項があったことなどが批判されたためだ。

独立性ある組織なのか

取り組みに期待する」と記されているにとどまる。集団的な過熱取材の問題などについては、報道する側も改善のために努力を重ねていきたい。

人権委員会は法務省とは完全に分離させるべきだ。内閣府の外局とする案を再考してはどうか。地方組織も法務局に委託するのではなく、専門性を持った自前の組織をつくった方がよい。

さらに国会同意人事だけでなく、多数政党の意向に影響されつつ、むしろ弁護士会や人権NGO、裁判所などで推薦委員会をつくり、国会に人選を提案する仕組みにしてはどうか。

人権救済機関

この仕組みで働けるか

指摘を踏まえて良くなった点もある。だが全体を見渡すと本来の姿からずいぶん遠い。これで期待にできる仕事ができるのか。江田法相が公表した人権救済機関（人権委員会）の基本方針に対する感想だ。

自民党政権時代からの宿題である。差別や虐待に苦しむ人々から、裁判とは別の簡易で迅速な救済手続きを求める声が寄せられ、国連の委員会も繰り返し日本政府に勧告していた。

朝日新聞は人権機関の創設に賛成しつつ、旧政府案がメディアの取材活動を人権侵害の代表例に位置づけ、規制しようとしたことを、表現の自由を侵すと批判してきた。この点、江田構想は「報道機関の自主的取り組みに期待し、特段の規定を設けない」とした。信頼を裏切らぬよう自らを律していきたい。

もつひとつ、私たちが注目したのは政府と人権委の関係だ。民主党は内閣府の下に設置すると政権公約に書いたが、江田構想では旧政府案と同じ法務省に落ち着いた。現に人権擁護の仕事に当たっている同省職員の使用や、財政・要員事情を考えた現実的な選択ではある。

だが、被收容者への暴行などが繰り返されてきた刑務所や入国管理施設を抱える法務省が、本当にふさわしいのか。

もちろん内閣府に置きさえすれば独立性が保障されるという単純な話ではない。人権委員メンバーの選定とあわせ、事務局を担う職員の教育や人事のあり方が大きな課題となる。

江田構想で疑問に思うのは、人権委の調査を関係者の同意を得て行う範囲に限り、救済方法も「調停・仲裁」という緩やかな対応に当面とどめたことだ。

旧政府案には調査を妨げる行為に制裁を科す規定があり、加害者に対する「勧告・公表」や、被害者が起こす裁判に人権委が自ら参加して手助けすることも盛り込まれていた。

こうした「強力な人権委」には、主に保守層が「権利をふりかざす市民や団体にいいように利用される」などと反発している。説得力のある主張とは思えないが、論争を棚上げし、合意形成を優先した結果が今回の構想といえそう。

8月24日 東京新聞

8月12日 朝日新聞

今号より、灘本昌久さんの
新連載をはじめます。

プロフィール

灘本 昌久（なだもと まさひさ）

1956年、神戸市生まれ

学歴

京都大学

文学部史学科現代史専攻卒業

大阪教育大学大学院

教育学研究科修士課程修了

職歴

京都芸術短期大学、近畿大学、京都外国語大学、神戸大学、京都産業大学、関西大学、奈良女子大学、京都大学、で非常勤講師として人権教育を担当。

京都部落問題研究資料センター所長
現職 京都産業大学文化学部教授
著書 「ちびくろサンボよすこやか」
「よみがえれ」など多数



自由同和会第26回全国大会で記念講演する灘本さん

部落解放運動四十年を

振り返って—その理論と実践①

灘本 昌久

本号より、しばらくの間、本紙面をお借りして、連載を続けていく。

編集部依頼では、一回読み切りでも、特定のテーマでの連載でもよいとのことである。いろいろ考えた末、当面は、私の回顧録的なものを書かせてもらおうと思う。

歳月の流れるのは早いもので、私が高校一年の後半あたりから、部落解放運動にかかわって、来年で四十年になる。その間、いろいろな活動に参加し、また自らが依って立つ解放理論にも変遷があった。そうした体験を今さら書いて何になるかと思ひもないではない。ましてや、主に部落解放同盟の陣営として活動してきたことの話を、それとは立場を異にする自由同和会の機関誌に書くこと自体、場違いのそしりを免れないかもしれない。

しかし、最近、自由同和会の方々と話をする機会にめぐまれて、自由同和会の活動や議論を知るにつけ、各運動団体のたどってきた道は、思いのほか似ていることがあり、かかえていた課題もそれほど大きな隔たりはない、今後の新しい運動を作っていくうえで、私の経験を語ることにそれほど無意味ではないと確信するようになったので、場違いを承知で筆を進めさせていただく。

本連載では、私の時々の運動への取り組みをまとめると同時に、それを支えていた理論を紹介し、検討していこうと思う。

理論というと、何か面倒くさいだけだに立たない印象があるかもしれないが、人は、多かれ少なかれ何かの理論をもとに目の前の現実を解釈している。ただ、それに本人が気づいているかどうかが違うだけである。そして、理論を軽視して、目の前の表面的な現象にまどわされると、長期的な展望をもてず、右往左往することになる。

第二次大戦後の保守陣営の運動にはそうした理論軽視の傾向が強かったかもしれない。戦前は、これが逆である。全国水平社というのは、差別者に対する「糾弾」という、素朴な感情に訴える感覚的な運動であったのに対し、体制側に近い中央融和事業協会やその他の融和運動は、政策論争などがけっこう活発である。ためしに、中央融和事業協会が一九二八年から四二年にかけて六四号にわたって刊行していた『融和事業研究』をみると、現在にも通じる政策課題について、まじめな研究がこつこつと続けられていることに驚くことと思う。

それが、戦後になると、攻守とくろを変え、保守は感覚的な運動となり、左翼陣営は俄然理論重視になる。これは、今後にもつらなる、大きな問題である。

もつとも、理論が過剰なものとして有害ではある。特に、教条的（つまり偉い人の理論の文面一行一行をかたくなに守ろうとする）な態度は、目の前の現実から学んで理論を鍛えていこうとするのではなく、自分が学んだ理論にあわせて現実を（ゆがめて）解釈することになる。

そうした教条主義は、部落解放同盟などの左翼陣営に色濃く見られる病弊である。

教条的なのも度が過ぎると、カンボジアのポルポトのように、我々の理論は正しい。正しい理論に基づく政策は正しい。それについて来れない連中は、誤った人間なので抹殺してもいい、というようなことになってしまふ。一〇〇万人ほどの国で教条主義的な政策により一〇〇〇二〇〇万人が虐殺・餓死させられた。極端な理論偏重も反人権的な結果を生み、また理論なき実践は、進路を誤る。理論と実践の調和と相互補完は、なかなかむづかしい問題である。

大衆運動にとって理論と実践は車の両輪のようなものであるが、とかく片方の車輪が脱線しがちである。

本連載では、私の個人的回顧に終わることのないよう、その時々の理論的背景をあわせて論じ、今から見て、それらが妥当であったかどうか、そして、間違っていたとしたら、どこが問題であったかを検討していきたいと思う。